

国 総 建 第 4 2 号
平成 23 年 5 月 20 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東日本大震災に係る災害廃棄物の撤去の迅速な実施への協力について（要請）

貴団体におかれましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等へのご協力に感謝申し上げます。

東日本大震災に係る災害廃棄物については、政府の被災者生活支援チームの下に設置された「災害廃棄物処理等の円滑化に関する検討会議」における検討を経て、5月16日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課から「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について」が関係県廃棄物行政主管部（局）宛に通知されました。

また、5月20日には、政府の緊急災害対策本部において「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」が決定されました。

ここでは、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）について、8月末までを目途に概ね撤去するとされましたが、この円滑な推進のためには、建設機械の調達や人材の確保など、建設業界の協力が重要であります。

つきましては、貴団体におかれましては、関係地方公共団体から、迅速な撤去の執行体制の確立などについての協力要請等があった場合には、迅速に対応して頂きますようお願いいたします。

事務連絡
平成23年5月16日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について

災害の速やかな復旧を図るために災害廃棄物の撤去を進めるべく、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出してきましたところです。

こうした中、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められています。

今般、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等について記した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を取りまとめましたので、お送りいたします。

本指針を参考とし、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図ることについて格段の御配慮をいただくとともに、貴管内の市町村への周知方よろしくお願いします。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp